

市民の「義務」「役割」「責務」

平成23年4月1日以降に条例が制定された自治体を把握できた範囲で調査。

義務	役割	責務
	中標津町 小田原市 鳴門市 燕市 美幌町	西和賀町 大磯町 所沢市 筑紫野市 白山市 大和郡山市 長浜市 垂井町 上田市 新宿区 基山町 島本町 江南市 函館市

制定日が古い条例であれば、いくつかの自治体で「義務」という表現あり。

【新潟県関川村】：平成16年施行

（村民の義務）

第7条 村民は、法令に規定する義務を誠実に守り、自主的な村民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 村民は、その権利の行使にあたっては常に村民全体の公共の福祉、次世代への責務及び村の将来に十分配慮しなければならない。

【北海道遠軽町】：平成19年施行

（町民の義務）

第9条 町民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、町と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

【東京都多摩市】：平成16年施行

（市民の義務）

第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとし、

2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとし、

【香川県善通寺市】：平成17年施行

（市民の義務）

第5条 市民は、住みよいまち善通寺を自ら創造するため、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。

2 市民は、主権者として自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使にあたっては、これを濫用してはならない。